

ご家族のみなさんは
こんな悩みがありませんか・・・



「障害のある家
族を残して入院
しなければなら
なくなった時ど
うしよう・・・」



「今後、私がい
なくなったら障
害のある家族
は、どうなるの
だろう・・・」

緊急時に備えて
事前の登録をしましょう



障害のある人などの緊急時の受け入れ

事前登録している障害のある方は、緊急
で一時入所等の支援が必要な場合に、短期
入所施設等が利用できるように支援しま
す。

◆お問い合わせ
栗原市市民生活部社会福祉課障害福祉係
☎0228-22-1340

栗原市
緊急時短期入所
事前利用登録
(パンフレット)

◆事前登録について

対象となる方で、事前に登録をしていただいた方は、必要な情報を利用登録した事業所と共有して、障害のある方が地域で暮らせるように関係機関が協力します。



◆事前登録できる方

- ①栗原市に在住かつ在宅で生活している障害のある方で、登録を希望する方
- ②介護者や保護者の急病等により、介助や見守りができず、障害のある方が家で独りになる状況となるような突発的な事態が発生した場合に、支援が見込めない方

◆事前登録の方法

①相談・申請

- 各総合支所市民サービス課窓口又は社会福祉課で申請を行います。

登録に必要なもの

《必ずお持ちいただくもの》

- 健康保険証
- お薬手帳

《いずれかお持ちのもの》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 障害福祉サービス受給者証
- 自立支援医療受給者証
- 指定難病受給者証等

(※難病であることが分かるもの)

②緊急時対応プランの作成

- 保健推進室の保健師が緊急時対応プラン作成のため、聞き取りを行います。

- 登録が完了したら、受け入れ予定先の事業所の見学や体験利用をしていただきます。

? 緊急のときにどうなるの ?

緊急時には次の流れに沿って支援が行われます。

- ①登録している事業所に電話等で連絡します。
- ②状況を支援者（相談員等）が確認します。
- ③支援者・関係機関で対応を検討します。
- ④緊急短期入所として利用開始となります。

💡短期入所での入所後について

緊急短期入所期間中に、その後の支援について、ご本人・支援者・関係機関で相談します。

? どこに短期入所するの ?

栗原市内の短期入所事業所です。
詳しくは、社会福祉課またはお近くの総合支所市民サービス課へお問い合わせください。